

新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部 総合評価落札方式 実施要領の運用基準

第1 趣旨

この基準は、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、新潟県土木部、交通政策局、農林水産部、農地部及び関係地域機関が発注する建設工事における総合評価落札方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本基準では、新潟県が発注する次の(1)から(4)までの建設工事を対象とする。

ただし、緊急的な工事着手が必要な工事等の場合、工事内容等を踏まえ、総合評価落札方式を適用しないことができる。

(1) 土木工事

- ① 土木部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事。
- ② 交通政策局及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県港湾工事標準仕様書を適用する工事。（土木工事の中で区別する必要がある場合は「港湾工事」という。）
- ③ 農林水産部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県港湾工事標準仕様書を適用する工事。（土木工事の中で区別する必要がある場合は「漁港関係工事」という。）

(2) 建築・管・電気工事

土木部及びその関係地域機関が発注する工事で、共通仕様において国土交通省大臣官房庁営繕部監修の標準仕様書による旨を規定する工事。

(3) 森林土木工事

農林水産部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県林業土木工事標準仕様書を適用する工事。

(4) 農業土木工事

農地部及びその関係地域機関が発注する工事で新潟県農業土木工事標準仕様書及び新潟県農地部施設機械工事等標準仕様書を適用する工事。

第2 工事の選定の目安

総合評価落札方式による工事は、実施要領第5の第1項の基準と併せ、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲から選定するものとする。

1 基本的な取扱い

- (1) 地域貢献担い手確保型 10,000 千円以上概ね 120,000 千円未満の工事
- (2) 技術者実績型 10,000 千円以上概ね 120,000 千円未満の工事
- (3) 施工計画確認型 10,000 千円以上の工事
- (4) 技術評価型又は高度技術提案型 10,000 千円以上の工事

2 特別な取扱い

【電気通信工事、機械設備工事等】

電気通信工事、機械設備工事等で技術的工夫の余地の小さい工事は下記から選択すること

ができる。

(1) 技術者実績型 120,000 千円以上概ね 300,000 千円未満の工事
【災害復旧工事等】

緊急的な工事着手が必要な工事のうち災害復旧工事等は下記から選択することができる。

(1) 地域貢献担い手確保型 10,000 千円以上概ね 300,000 千円未満の工事

(2) 技術者実績型 10,000 千円以上概ね 300,000 千円未満の工事

第3 加算点、評価項目及び評価基準

- 1 加算点の上限は、実績確認型は 18 点、地域貢献担い手確保型及び技術者実績型は 10 点、施工計画確認型は 26 点、技術評価型又は高度技術提案型は 33 点を標準とするものとする。
- 2 評価項目及び評価基準については、次の(1)～(5)及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。
 - (1) 実績確認型を適用する工事
別表 1 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (2) 地域貢献担い手確保型を適用する工事
別表 2 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (3) 技術者実績型を適用する工事
別表 3 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (4) 施工計画確認型を適用する工事
別表 4 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (5) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事
別表 5 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
- 3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。ただし、入札書等比較調査基準価格未満かつ失格基準以上の額で入札を行った者は、新潟県発注工事における過去 1 年間に完成した工事の工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が 65 点未満の場合は加算点から 5 点を減じるものとする。
- 4 主務課長等は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の種類、入札参加要件、地域特性等に応じて変更できるものとする。ただし、もともとは学識経験者への意見照会が対象外の案件であっても、評価項目や評価基準の変更により意見照会が必要となる場合があるため留意すること。

第4 技術資料及び技術提案の提出様式

- 1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。
 - (1) 技術資料
 - ①「企業の技術力・地域性申請資料」 . . . 第 1 号様式
 - ②「配置予定技術者の能力等申請資料」 . . . 第 1 号様式
 - ③「Made in 新潟新技術の活用申請資料」 . . . 第 2 号様式
 - ④「簡易な施工計画」 第 3 号様式
 - ⑤「ICT 活用工事の取組申請書」 第 14 号様式（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。）

(2) 技術提案

①「技術提案書」・・・・・・・・・・第4号様式

- 2 実績確認型、地域貢献担い手確保型、技術者実績型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

(1) 実績確認型及び技術者実績型・・・・第1号様式

(2) 地域貢献担い手確保型・・・・第1号様式、第14号様式（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。）

(3) 施工計画確認型・・・・第1号様式、第2号様式、第3号様式、第14号様式（同上）

(4) 技術評価型又は高度技術提案型・・・・第1号様式、第2号様式、第4号様式、第14号様式（同上）

第5 技術資料及び技術提案の評価方法

- 1 技術資料及び技術提案の評価者は、原則として、主務課においては課長、課長補佐、担当係長及び課長が定める者の中から3者とし、地域機関においては部(所)長、副部(次)長、担当課長及び部(所)長が定める者の中から3者とする。
- 2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。
- 3 前項以外の評価については、評価者3者のいずれか1者が行い、各評価項目の評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。

なお、評価の確認資料提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。

第6 落札者決定の際の評価値

標準点（100点）に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値に、便宜上、入札書等比較予定価格を乗じた値（小数点以下第4位四捨五入3位止）を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札金額※} \times \text{入札書等比較予定価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札金額※} \times \text{入札書等比較予定価格}\end{aligned}$$

※入札金額が入札書等比較調査基準価格を下回った場合は、次のとおり評価値を補正する。

入札金額を入札書等比較調査基準価格として評価値（減点前）を算出し、入札金額に応じて次の式により評価値を減点する。

$$\text{減点} = (\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{入札金額}) \times (30 \div (\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{失格基準})) \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入3位止})$$

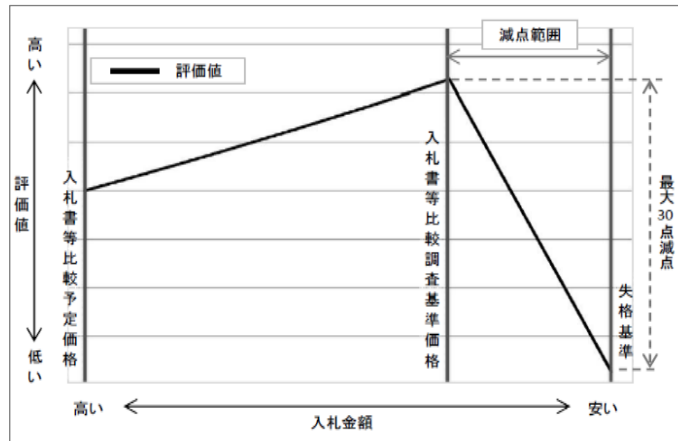


図 1 入札金額と評価値の関係

第 7 評価経過等の記録様式

評価の経過及び結果等は、次の様式及び落札候補者の評価の確認資料により明らかにしておくものとする。

- (1) 「総合評価落札方式に関する評価調書」・・・第 5 号様式
- (2) 「技術資料評価表」・・・第 6 号様式
- (3) 「施工計画等評価集計表」・・・第 7 号様式
- (4) 「施工計画等評価表」・・・第 8 号様式
- (5) 「総合評価実施工事概要書」・・・第 9 号様式
- (6) 「履行確認票」・・・第 10 号様式

第 8 技術提案等に係る設計変更

施工計画確認型における簡易な施工計画、技術評価型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

第 9 技術資料及び技術提案の履行確認

監督員は、次に掲げる事項について、受注者の技術資料及び技術提案を確認し、「履行確認票」（第 10 号様式）に記録しなければならない。

- (1) 登録基幹技能者の活用
- (2) 配置予定技術者
- (3) Made in 新潟新技術普及制度登録技術（以下「Made in 新潟新技術」という。）の活用
- (4) 地域調達
- (5) ICT 活用工事の取組（土木工事、森林土木工事及び農業土木工事で該当の場合。港湾工事、漁港関係工事及び建築・管・電気工事は除く。）
- (6) 簡易な施工計画
- (7) 技術提案

第 10 評価項目の履行確認方法

- 1 登録基幹技能者の活用は、監督員が施工計画書、施工体制台帳及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 2 配置予定技術者は、監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、同種工事に係る契約書等の写し、優秀技術者表彰等の受賞等を証明する書類の写し、継続教育（CPD）単位の取得証明書の写し及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。

なお、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。
- 3 Made in 新潟新技術の活用の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 4 地域調達の履行確認は、監督員が施工計画書、工事外注計画書、下請決定通知書、施工体制台帳及び下請企業との契約書、注文書、請書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 5 ICT 活用工事の取組の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 6 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務のなかで行うものとする。
- 7 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

第 11 評価項目の担保（ペナルティー）の算定

登録基幹技能者の活用、配置予定技術者、Made in 新潟新技術の活用、地域調達、若手技術者の配置、ICT 活用工事の取組、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 登録基幹技能者の活用

登録基幹技能者を配置・活用できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて 8 点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、技術者の途中交代において、次の各号のいずれかに該当する場合は、減点を行わない。

- ① 配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置する場合。
- ② 受注者の責めによらない理由による工事の一時中止、又は、契約工期の変更等に伴い技術者を途中交代する場合。
- ③ 病気、出産・育児、介護、退職等で技術者が職務遂行不能となり途中交代する場合。ただし、技術資料の提出期限時点であらかじめこれらの事由による途中交代が見込まれていた場合を除く。

(3) Made in 新潟新技術の活用

Made in 新潟新技術の活用が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、

請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、Made in 新潟新技術の活用で評価しなかった技術については、活用の有無に関わらず減点を行わない。

(4) 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。

(5) 若手技術者の配置

若手技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の減点を行う。ただし、途中交代において変更後に若手技術者(40 歳未満)の配置ができない場合については減点を行わない。

(6) ICT 活用工事の取組

ICT 活用工事の取組が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。

(7) 簡易な施工計画

施工計画確認型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を0点として評点の再計算を行い、落札時の評点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第 1 位四捨五入整数止})$$

α : 簡易な施工計画の当初の評点 (点)

β : 簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(8) 技術提案

技術評価型又は高度技術提案型にあつては、技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

① 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた評点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第 1 位四捨五入整数止})$$

α : 技術提案の当初の評点 (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

② 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \delta) / (100 + \gamma) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

γ : 当初の加算点 (点)

δ : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

第 12 非落札理由の説明に関する様式

実施要領第 19 に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」(第 11 号様式)を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」(第 12 号様式)により行うものとする。

第 13 評価値確定手続の意向確認に関する様式

実施要領第 11 第 4 項に規定する意向確認を求める場合は「意向確認通知書」(第 13 号様式)により行うものとする。

付則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 31 日制定)

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 3 月 10 日改正)

この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(平成 28 年 6 月 14 日改正)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 29 年 3 月 13 日改正)

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(平成 30 年 3 月 26 日改正)

この基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(平成 30 年 5 月 22 日改正)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(平成 30 年 3 月 18 日改正)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年 3 月 30 日改正)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(令和 4 年 3 月 29 日改正)

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(令和 5 年 3 月 30 日改正)

この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 29 日改正)

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(令和 7 年 3 月 25 日改正)

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(令和 8 年 3 月 26 日改正)

この基準は、令和 8 年 10 月 20 日から施行する。(令和 8 年 10 月 5 日改正)